

平成 24 年 第 3 回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 3 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 30 分閉会

開催場所 摂津市役所新館 7 階 講堂

### 付議事件

議案番号	件 名	審議結果
11	摂津市教育委員会表彰対象者選定の件	承認
12	摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件	承認
13	摂津市教育指導嘱託員委嘱の件	承認
14	摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件	承認
15	摂津市スポーツ推進委員委嘱の件	承認
16	平成 24 年度摂津市教育推進プランの件	承認
17	小学校の通学区域の見直しについての諮問承認の件	承認

### 出席者

委 員 長	新庄慶昭	教 育 次 長 兼		こども教育課長	小林寿弘
委 員 長		次世代育成部長	馬場 博	教育推進課長	撰田裕美
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪 弘	児童相談課長	北橋ひとみ
委 員	大矢優子	生涯学習部長	宮部善隆	総務課長代理	安田信吾
教 育 長	和島 剛	次世代育成部次長		子育て支援課長代理	高田邦明
		兼教育センター所長	前馬晋策	教育政策課長代理	野本憲宏
		生涯学習部次長		こども教育課長代理	木下伸記
		兼文化スポーツ課長	布川 博	安威川公民館長	岡本 治
		生涯学習部参事		総務課総務係員	矢野敬子
		兼生涯学習課長	池上敦実		
		総 務 課 長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋徹之		

委員長

ただいまから、平成 24 年第 3 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は大矢委員です。よろしくお願ひいたします。それでは議案審議に入る前に、議事進行についてお諮りいたします。

本日の付議事件は、7 件ございますが、議案第 11 号につきましては、教育委員会表彰対象者選定の件で人事に関わる案件であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項の規定によりまして、秘密会とさせていただきます。

まず議案第 12 号から議案第 17 号を審議いたしまして、以下報告事項、その他等のすべての報告が終了後、引き続いて暫時休憩の後に秘密会を再開いたしまして議案第 11 号について関係部課長の出席を求めまして審議をしたいと思いますがご異議ございませんか。

全委員

異議なし

委員長

異議なしとのことですので、付議事件議案第 12 号からの審議を行いたいと思います。

議案第 12 号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」を上程します。教育推進課長から説明をお願いします。

教育推進課長

議案第 12 号「摂津市教育センター教育指導嘱託員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

新規 4 名の履歴書の資料が付いておりますが、何か質問はございますか。

大矢委員

履歴書を拝見いたしましたら、村瀬さんと日野さんは現職と書いていらっしゃるのですが、兼任ということよろしいでしょうか。

児童相談課長

現職といいますのは、臨床心理士の方々が、週 1 回 2 回という形で、お勤めいただきますが、この方々は他のところでも勤務されているということで、現職とさせていただきます。

委員長

児童相談課長から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

委員長職務代理者 今回の質問と関連しますが、正職の場合は、地公法及び教特法によって兼務の禁止規定がございますが、この件は正職ではありませんので同じような解釈は持ちませんけれども、実際相談員よりカウンセリングされるにあたって、問題点があるのか無いのか説明をお願いします。

児童相談課長 教育センターの方で設置いたします嘱託員2名につきましては、週3日勤務で継続して勤務していただく予定をしています。学校に配置するスクールカウンセラーとしての臨床心理士は、各校週1回の配置でございますので、兼務している者もおりますが、勤務上は問題ないものと考えております。

委員長 他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第12号原案どおり承認いたします。

委員長 続いて議案第13号「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」を上程いたしますので、説明をお願いします。

次世代育成部次長 議案第13号「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

**【以下議案書、参考資料等により説明あり】**

委員長 今回の委嘱は新規ということでございますが、ご質問等ございましたらお伺いいたしますが、部活動振興相談員の勤務時間等はどうなっていますでしょうか。

次世代育成部次長 午前9時から午後5時の勤務時間で週4日お越しいただくことになっております。なお、教育政策課所属でございますが、学校を回ることが多く、部活動を担う若い教職員も多いということもございまして、教育推進課の若い指導主事と行動を共にすることも多いと思いますし、勤務場所としては教育センターを考えております。週1回ないし、2回さまざまな会議の報告に教育政策課へ来るといった状況を作りたいと思います。

大矢委員 実際の内容としては、各学校を回ってクラブ活動での生徒の悩み

事等、細かいクラブ活動の在り方等全般のことに対して対応いただくものでしょうか。

次世代育成部次長

現在、部活動に関わる問題として、入りたいクラブがない、クラブがなくなっていく、そんなことが保護者からも課題として出てきております。そういったことを、解決するために、何か方策はないか全市的に会議を行っていきたいと思います。小学校の子どもたちが、クラブに対してどのような期待感を持っているか、そういう調査も行っていきたいと思っております。もう1点なのですが、若い教員が増えておりますので、部活運営がうまくいかないということもございます。部活の運営・経営についての研修も行っていき、外部指導者に対しても学校教育に関わってのスポーツや文化活動の在り方について、よく分からない方もいますので、そういった方への研修も行っていきたいと考えております。

教育長

クラブに限定いたしましたら、業務量についてはそんなに多くないと思います。先ほどの嘱託員で小椋先生が福元先生と一緒に新任の授業を見て指導するなど、いろいろしていただいていたので、その部分について時間があれば特に中学校において、新任教員の相談にも乗っていただいて指導していただけたらと思います。

委員長

貴重なご意見ありがとうございます。他に何かございませんか。無いようでしたら、議案第13号「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第14号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」を上程いたします。安威川公民館長から説明をお願いします。

安威川公民館長

議案第14号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問はございますか。無いようでしたら、議案第14号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」について質問・異議等ございませんので原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第15号「摂津市スポーツ推進委員委嘱の件」を上程いたします。文化スポーツ課長から説明をお願いします。

文化スポーツ課長

議案第 15 号「摂津市スポーツ推進委員委嘱の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問はございますか。無いようでしたら、議案第 15 号「摂津市スポーツ推進委員委嘱の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第 16 号「平成 24 年度摂津市教育推進プランの件」を上程いたします。次世代育成部次長から説明をお願いします。

次世代育成部次長

議案第 16 号「平成 24 年度摂津市教育推進プランの件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問はございますか。この案件は、先日、溝口委員より質問がありました件です。溝口委員からご指摘のありました点についても修正が加えられており、前回より細かく内容が記載されるようになっておりますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。

大矢委員

前回、原田委員がおっしゃった意見なのですが、次世代育成というのは今、注目されておりますが、そのことについて今回の推進プランの割合が少なすぎるのではないかとというご質問がありました。その点はいかがなものでしょうか。

次世代育成部次長

4 ページにせつつすこやか子育てプラン（摂津市次世代育成支援後期行動計画）ということで、取り上げている部分だと思っております。もちろん子育てプランに基づいてさまざまな施策を行っていくので、ここの中で多く取り上げるというのは、その点に類似した行動計画、資料等が重複するのではないかと考えております。もちろん全庁的にこの後期行動計画に則って、次世代育成の支援を行っていくのですが、あえて重複することを掲載する必要はないのではないかと考えておりますし、それを踏まえてさまざまなことに対して行動していくのは当然であると、そのように考えている次第でございます。

大矢委員 行動計画の方には、掲載しているのですね。

次世代育成部次長 はい。

大矢委員 素案とどこが変わったのかなと思ひまして、16～17 ページの校内研修支援の充実という項目なのですが、ここで数値目標を挙げる部分で研究授業の回数を2倍にするとありましたが、前の分では、大阪府の平均正答率を目指すであったのを、そこは削除してあります。それはなぜなのでしょう。

次世代育成部次長 校内研修支援の充実ということで、より細かい内容になっております。おっしゃるように学力調査の平均正答率を向上させたいということは全体に関わることであって、校内研修の問題で言えば、非常に回数が少ないということが指摘されておりますし、授業研究の回数そのものの回数を増やしていきたいと思っております。細かい数値目標としてあげさせていただいた、ということです。大阪府の平均正答率を目指したい、それを超えたいという思いは全体に共通するものだと思います。

参考資料として添付させていただいたものは、教育方針のひとつの資料としてございましたが、これは学校への指示事項ですので別にした方がいいのではないかとご指摘もございましたので、今回4月に配布し指導していきたいと考えております。

委員長 他に何かございますか。無いようでしたら、議案第16号「平成24年度摂津市教育推進プランの件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第17号「小学校の通学区域の見直しについての諮問承認の件」を上程いたします。子育て支援課長から説明をお願いします。

子育て支援課長 議案第17号「小学校の通学区域の見直しについての諮問承認の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問はございますか。

委員長職務代理者

本件につきましては、答申をいただきますので、我々としては承認事項であると認識しております。関連して、今回は区域面としての変更の案件でございますけれども、個々の児童生徒単位でのいわゆる、学校区域の変更を数年前から言われております。これは、弾力的な運用が推奨されております。実態として、申請がどの程度あり、もちろん申請案件すべて許可というわけではないと思いますが、その承諾の実態について状況を説明いただきたいと思います。

子育て支援課長

現在の詳しい数値については、資料がありませんが、国の方の規制緩和の部分での運用というか通知がありました。これに基づく運用ですけれども、これは全国一律というわけではございません。関東方面では、積極的かつ弾力的な運用がされているということも聞いております。大阪府下では、校区の部分を大事にしたいということで規制緩和部分は積極的な運用をしておりません。従いまして、クラブ活動等に関わる問題でも、関東の方では適応されておりますが、大阪府では適応されております。大阪府下の運用につきましては、北摂では小学校5年生になれば、引っ越しであっても通学が可能であれば元の小学校への通学が可能となっております。あとは、教育的な配慮で、教育長が認めた者であれば可能であるという中での運用に留まっているのが現状でございます。そういった児童がおりましたら、教育委員会も許可をしておりますので、それ以外で不適切な事由により通学する児童は基本的にいないと考えていただけたらと思います。

委員長職務代理者

この問題は、非常に難しい問題だと思います。通学区域にもなると、特に距離との関係では矛盾が出てくることに理解を示しますが、大阪府下では、今の課長のご説明では、部活はしていないということですが、実は部活を理由に、不正とは言いませんが、部活を活発にしたいために住所を変更されるという事例を聞いております。昔なら、そのような変更もあったかと思うのですが、それを正々堂々と教育委員会に申し入れをして論議いただき、認める部分は認めたらいいのではないかとということで、今日の質問につながったわけです。再度、大阪府下では特に部活やいじめであるとといった理由の通学圏が多いと思いますが、せっかく弾力的な運用が勧められているのに大阪府下ではそのような事例がないからというのは、理

由にならないと思います。もう一度ご見解をお伺いします。

教育長

今の通学区域の問題、通学困難な場合は、弾力的な運用を行っていきますが、現在のところ、例えばこの中学校に野球部がないから等の理由で部活の為に校区の変更は考えていません。中学校の部活のあり方、目的は何なのかをもう一度議論して、保護者の方の意見を聞きながら整理していくことが必要だと考えています。

委員長職務代理者

通学距離とか、いじめであるとかの例示ではなくて、文科省の推奨の中でも部活というのは、典型的な理由として例示列举されているわけです。そこは弾力的な運用に努力すべきで、私が提起した問題は、申請段階までに至っていないので問題視されていないと思いますが、潜在的にそういう方がおられるのではないかと思い、取り上げたわけです。

教育長

ご指摘がありましたようにそういう希望をお持ちの方が何人かおられることは、把握しておりますので、今後は先ほど言いましたように中学校の部活のあり方についてどうあるべきかを含めて整理したいと思います。

委員長

議案第 17 号いろいろご意見を頂戴いたしました但原案どおり承認致します。

以上で議案 12 号から議案 17 号までの審議は終了し、承認致しました。続いて報告事項に入ります。総務課長お願いします。

総務課長

[事業実施に伴う奨励援助の件、資料に沿って報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、特に質問がございましたらお受けいたします。

委員長職務代理者

5 段目の本の帯創作コンクール及び読書ノートの関係ですが、奨励しようということなのですね、この事業は、ある新聞社が府内全域に渡ってということですが、私の記憶では本市は初めてのよう思うのですが、本市の小学校 10 校、中学校 5 校の中でこれからどれ位取り組んで行こうとされているのかお聞きしたいと思います。

教育推進課長

読書ノートの件でございますが、小学校 10 校が申込みまして抽



選によるということですので、本年度におきましては、3校が当選しまして読書ノートを使用いたしました。今年も申込みをいたしますが、抽選でございますので全校当選するということではありませんが、申込んだあとは活用をしていきたいと考えております。

委員長

他にございませんか。特に質問がございませんので以上で終わります。報告事項の2番目摂津市生涯学習活動助成金交付要綱の制定の件、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長

[以下参考資料等により、(2) 摂津市生涯学習活動助成金交付要綱の制定の件について報告あり]

委員長

説明が終わりましたが、何か質問がございましたらお受けいたします。

大矢委員

助成金を出すということは、例えば活動を活発にされている団体があって、そういう必要があるということになったわけですね。

教育長

第四次総合計画の中では協働ということで、市民と共にいろいろなまちづくりを進めていこうという中で、市民の方が中心となっていていろいろな地域で活動をされて、それについては額に関わらず費用がかかってくる問題がありますので、一部を助成していき、基礎を確立し活発に活動していただきたい。そしてまちづくりに参加していただきたいという趣旨からこの制度を作りました。

委員長職務代理者

非常に難しい問題ですが、この件について教育委員会は長の補助執行をしているんだと、そういうことで報告案件と理解しますが、報告案件ということは基本的には、質疑といいますか、事実上の分からないことをお聞きするということは分かりますが、つまり意見に及ぶようなことは、これはできないわけです。ところが一方、補助執行ということになりますと、補助をなさっておられる方の理解のしかたですが、十分論議をなさっていただきたいとの期待があるとするれば、報告の時期といい、これは提案ではありませんが、時期を逸していると考えます。4月1日のものを意見など言えませんよ。だから文字どおり報告事項として質問はありません。

教育長

おっしゃっている意味は分かりますが、こういう制度を市長部局

の方で市長とも相談しながら、制度を作ろうということですから決まった時点で、できれば2月の時点で決まっていれば報告しておければよかったですと思います。今後、時期については出来るだけ早く分かった時点で報告していきたいと思います。

委員長職務代理者 誤解があってはいけないので再度言いますが、内容にわたって云々は言っていないのでよろしくお願いします。

委員長 ほかに質問はございませんか、無ければ次に報告事項3番目の摂津市私立高等学校等奨学補助金交付要綱制定の件について報告願います。

子育て支援課長 [以下、参考資料等により、(3) 摂津市私立高等学校等奨学補助金交付要綱制定の件について説明あり]

委員長 報告がございましたが何か質問ございますか。特にございませんので、次に4番目の摂津市立学校の通学路に関する要綱制定の件について、続いて子育て支援課長から報告をお願いします。

子育て支援課長 [以下、参考資料等により、(4) 摂津市立学校の通学路に関する要綱制定の件について報告あり]

委員長 説明が終わりましたが、ご質問等ございましたらお受けいたします。特にご意見ございませんので、報告事項を終わり、その他の案件に進みます。

平成23年度2月までの問題行動等件数について教育政策課長から説明願います。

次世代育成部次長 先日、教育政策課長から大阪府学力・学習状況調査の参加についてご説明させていただきました。この度、個票の内容が変更されましたので、大阪府に対し改めて参加の意向確認というものを3月末までに行うということで、3月にご意見を頂戴したいと考えておりました。今回、意見交換が必要であるのにその他事項として項目を記載しておりませんでしたので、この件から扱わせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長 結構です。

次世代育成部次長 [以下、平成 24 年度大阪府学力学習状況調査の個票について説明あり]

委員長 何か質問等はございますか。

大矢委員 個人の個票では学校の平均正答率は載るということでしょうか。私個人の意見としては、他の地域では塾が集めて学校ランキングを作ったということですが、塾自身としてはそういうことをしてもあまり利益が出ないので、あまりそういったことはしないのではないかと思うのですが。

教育長 今言われましたように、個票のなかに個人の平均正答率とその方の学校の平均正答率が出るということで、これはあくまでも受験した子どもと保護者に対して公表している問題であって、大阪府はランク付けをしないということでしたが、それが違った目的で集められたということになりますと、そういうことはないだろうと言われていますが、もしあったときにそれがランク付けになってくるということも考えられます。テストそのものはこれまでやってきた目的から言えば、当然しっかり調査を続けるべきだろうと私は思っています。ただ、そういうことが出てきたときに子どもたちにどんな影響が出てくるのか、あるいは保護者に対してどんな影響があるのか、それは十分その影響を取り除くようなことを十分協議をして考えておかないといけないと思います。後でこうなりましたでは済まされないと考えます。

委員長 他に意見はございませんか

次世代育成部次長 近隣市町村について、参加の教育委員会でどのような確認をされたのか、調べてみました。池田市と高槻市は参加ということで確認しており、茨木市は今同じ時間帯で教育委員会を行っておりまして、事務局におきましては、参加するということを提案するというので、聞いています。吹田市は 3 月 29 日の教育委員会で最終的に確認するけれども、一応参加の方向ですが、議会でいろいろ質問も出た関係で教育委員の方々にもどんな状況なのか情報をお伝えしているところであると聞いておりますが、方向としては参加すると聞いております。島本町も参加すると聞いております。

委員長

ランク付けをした時に子どもたちが、どのように受け止めるか、たとえば自分の学校のレベルが低い学校であるか等です。私がいつも思うのは、数値が低い学校でもよく出来る子もいるわけですし、レベルの高い学校でもできない子もいるわけですから、ランク付けした時に学力だけで学校のランク付けということ自体良くないなと思います。いろんな学校で、運動であったり、いろんなことを子どもとして活動してる訳ですから、相対的に見てこの学校は良い学校だとかを考えるべきだと思います。それと今でも公表しなくても、大阪府平均・摂津市の平均は出ている訳ですから、本来は子どもたちも自分の点数を見れば、大阪府の中でどうなのか、摂津市の中でどうなのかが本来分かる問題だと思っています。そういうことで、自分のところの学校が比較的学力が低いというところがあれば、子供たちよりむしろ、教員がどこに原因があるのかということでもっと授業を改善するとか、そういうことも必要なのかなと思います。

委員長職務代理者

参加不参加についてはですね、結論からすればこれは参加するべきだと思います。言葉の端々に、いわゆる過度な競争、こういう表現があるわけですが、決して言葉の遊びではなくて適度な競争というのはもっともっと学校現場・子どもたちに認識というか植えつける、そういう努力は必要だと思います。あまりにもこのことについて、過敏な反応があるわけですが、本来はやっぱり競い合い成長を願っていくという過程においては、まだまだ不十分な面もあるのではないかと、これは私個人の印象ですが申し上げておきます。

教育長

私も子どもたちのやる気にどうつながっていくかということを考える中で、自分は低かったからもっと頑張らないといけないという雰囲気、あるいは考え方に持って行ってあげないといけないわけで、逆に自分は良くできたからといって留まるということではなくて、どうやったらもう一歩上へ行けるかという子どもたちのやる気にどうやって学校現場が結びつけてあげるかというのはなかなか難しいが、それをしないといけないと思います。

大矢委員

個票には、そういったことだけではなくて、何ができて何ができていないということが、得意・不得意としてわかるので保護者とし

ては非常に分かりやすいと思います。

委員長

それでは次に参ります。その他の(2)の摂津市就学援助制度について、子育て支援課長より説明をお願いします。

次世代育成部次長

申し訳ありません。順序が逆になりましたので、その他(1)の説明事項についてご説明申し上げます。

[以下、参考資料等により、その他(1)平成23年度2月までの問題行動等の件数について資料に沿って説明あり]

委員長

問題行動の件について、何かご意見はありますでしょうか。

大矢委員

いじめの件で、先ほどご説明がありました中学校の方ですが、本人が指導を望まなかったとありますが、これは大げさにしなくなかったというか、本人が先生に訴えかけたものなのでしょうか。ひょっとしたら子どもが思っているのは、例えば指導が入ることによって、大ごとになってしまい、余計うまくいかなくなるんじゃないかという心配があったのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

次世代育成部次長

はい。そのように確認しております。もちろん事態を大きくしたくない、穏便にしたいとなりがち傾向の中で、この機会にちゃんと話をしようという指導の中で本人と保護者からそういった話があったという報告を受けているものであります。

委員長

わかりました。ほかご質問はありますでしょうか。  
特にございませんので、その他(2)の摂津市就学援助制度について報告頂きたいと思います。

子育て支援課長

[以下、その他(2)摂津市就学援助制度の見直しについて説明あり]

委員長

説明が終わりました。ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

大矢委員

就学援助の見直しによって、就学援助率が変わってくるということでしょうか。

教育長 平成 23 年度で 39.93%とありますが、平成 24 年度でも 32～33%であり、平成 25 年度も 30%を超える数値が予測されるが、全国的に見ても非常に高い数値であると思います。

委員長 ほかに質問はございませんか。無いようですので、その他 (3) の事項に移りたいと思います。教育総務課長より説明願います。

総務課長 [以下、参考資料等により、その他 (3) 中学校給食の実施について説明あり]

委員長 中学校給食のデリバリー方式について実施スケジュールが、載っておりますが、市の負担やコストを考えると相当の負担がかかるところでありますね。デリバリー方式は市の負担が比較的少なく済むということによろしいですね。

教育長 費用の面と、弁当を持参している児童がいるといった議論がされているが、どういうものを併用していく方法が良いのかということで、現段階では結論としてデリバリー方式の選択制をしたいと考えています。先ほど報告がありましたように、3月末で大阪府の方に、本市では中学校給食を導入するんだという意思表示しておかないといけないわけですし、その中で事業計画を出すに際して、今日まであらゆる面から検討した結果、摂津ではこの方針でいきましょうということですので。今後いろんな議論を深めていく中で、違う方法や選択肢、給食実施率を上げるためにはどうしたら良いのかという改善策・変更点は今後出てくるかもしれませんが、取り急ぎ3月末までに意思表示しないといけないとのことだったため、本日も説明させていただいた内容に決めたものです。今後、議会にも同様の説明をしていきたいと考えています。スケジュールでいえば、平成 24 年度は実施方法の調査・検討ということで進めていって、平成 25 年度予算で、各中学校における配膳室の工事設計をするという予算要求をしていくこととなります。平成 26 年度に工事に取り掛かり、平成 27 年度にスタートするというスケジュールであります。

委員長 わかりました。他に質問はございませんか。

大矢委員 デリバリー方式の場合、やはりお弁当は冷たいという問題があり

ますが、そこにスチームオーブンということが記載されていますが、そこで温めるという認識でよろしいのでしょうか。

教育長

そこまで現段階では、精査していませんが、要するに運んできたものが冷たいままでは確かに問題であるため、温めるぐらいのことはしたいと考えておりますので、今後検討していきたいと思えます。

大矢委員

メニューの方も教育委員会で、栄養士さん達が考えたメニューを作っていただけということですね。業者にお任せということではありませんね。

教育長

その通りです。献立表は栄養士が作ります。

大矢委員

それでは、かなり給食に近いという認識でよろしいのでしょうか。

教育長

現段階ではそこまで明確にお答えし兼ねますが、順次検討していきたいと考えています。あくまで給食として実施するものでありますから、栄養価等を含め、責任を持ってやっていきたいと考えます。

大矢委員

購買でパンを買ったり、第三中学校でしたら食堂があるので、食堂で食事をする生徒もいますが、それも併用ということなのか、それもやめてしまうということでしょうか。

教育長

併用という形ではなく、やめてしまうということになるでしょう。まだ当校と協議はしてありませんが、あくまで選択性ですから、選択をされた家庭には給食費をきちんといただかないといけませんし、今後いろんな問題も起こってくると思いますから、もうちょっと詰めた議論がこれから、平成 24 年 4 月から 9 月頃まで細かい話が出てくると思います。

委員長

総務課長、何か補足はありますでしょうか。

総務課長

ありません。

委員長

他に質問はございますか。

委員長職務代理者

計画変更が可能だという可變的な理解をしますけれども、しかし、実施計画を大阪府に出せば、まず方向性はそう大きく変えようが無いと思います。私は、今日の時代的な背景をみますと、設置者が最終判断されるわけですね、給食法から言っても設置者の義務ではありませんけれど、努力規定になっていますから当然努めなければならぬということで、一定の方向性は止むを得ないと思います。ただ、個人的な意見を言わせてもらいますと、給食法時代から平成 17 年度、いわゆる食育基本法が制定されました。その大きな流れの変化というのを我々は理解しないといけなないと考えます。昭和 29 年の給食法時代は、戦後 9 年ですが、やっとな経済的にも一定の段階を迎えたということで、学校においてもこういった給食が始まった訳です。GHQの脱脂粉乳とか今日から言えば極めて貧相なものでしたが、いずれにしてもスタートをみて、平成 17 年に基本法が出来た時に、そこで謳われていることはハードな面よりも、むしろソフトな面で、給食を舞台にした食育の育成というところにウェイトを置いている訳ですから、デリバリーを選択しても何にしても、食に対する感謝の念の教育であるとか、そういったことが実際現場でどの程度浸透しているのか、特に現場というよりも個々の家庭でと言っても良いかと思うのですが、そういう時代の大きな変化の中で、あえて平成 17 年のこういった法制定を今一度思い起こす必要があるのではないかと考えております。

それから、もう一点、イニシャルコストももちろんですが、ランニングコストも相当要る訳です。これが教育予算の中で、今最優先すべき項目であるのかどうかということについては、大いに議論があります。もっともっと優先すべき事業、例えば、去年ああいった大震災があり、各校の見直しをやっていますが、まだまだ途上にあると思います。そうした中で、こういった取り組みが良いのかといえば、私はノーと言わざるを得ないと思います。繰り返し言いますが、時代の背景なり設置者としても義務ではないけれども努力規定を持っておるといった関係で、一定の方向性があるのもやむを得ないと思いますけれども、実施をするについては特にソフトにあたっての教育を学校現場はじめ、特に基本法では保護者の役割ということも謳われています。こういうことも喚起をしていく必要があるのではないかとこの私個人の意見でございます。

教育長

ご意見お聞きしまして、食育の問題は特にこれまで小学校中心に



各小学校において取り組んでおります。以前でしたら別府小学校で薫英女子短期大学と合同で食育の発表会をしたり、そしてまた鳥飼北小学校で3朝運動をしたり、積極的に取り組んでいます。その報告を聞いていますと、やっぱり食育と学力の問題の間には相関関係があるという報告を受けており、よその学校でも食育に力を入れてきているのも事実です。ですから中学校がこれに参加することになりますので、小学校とは別の切り口があるのだと思いますが、やはり食育は大事だと思いますので、給食方法を自校方式だと○にしているが、デリバリー方式だと△をつける生徒も現に居られるようです。その辺をできるだけ改善するような取り組みが必要だと考えます。

それとランニングコスト、費用の問題は確かに庁内的にも議論が出ています。耐震の問題、校舎老朽化の問題等それ以外でも扶助費がものすごく増えてきているので、どうしていったらいいのかということも加味しながら、やはり今の社会状況の中で子ども達にきちりとした昼食を提供するべきであろうという点から、中学校給食を導入するという事は、市としても方針を決めました。あとは経費の問題ですが、イニシャルコスト以上に、毎年のランニングコストが大きな問題だと考えておりますので、やり方としてまずデリバリー方式選択制で取り組んでみたいなと思っていますのでよろしくをお願いします。

委員長

ありがとうございます。この件については、今後も議論を深めていく必要がある重要な問題だと思います。今後とも深く検討して参りたいと考えます。

他ご意見よろしいでしょうか。では、6番目の各課事業予定・結果報告に移りたいと思います。総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長職務代理者

その他で、一点だけ質問させていただきます。現在、ある市で、組合事務所の便宜供与についていろいろ議論されております。本市の場合、この庁舎内では私の知る限り無いかとは思いますが、学校の場合、この庁舎内では私の知る限り無いかとは思いますが、学校の場合、ある教室であったり、そういうような実態があるのか無いか、教えてほしいと思います。

総務課長

教職員組合については、今2つの組合がございます。ひとつは旧

の味舌小学校の木造の校舎を使っておりますが、市長部局の方で行政財産使用許可を出しまして、使用許可を下しているところがございます。もう一つの組合については、味生小学校の旧の学童保育室のプレハブがございまして、そちらが教育上使用しないということでしたので、そちらも行政財産使用許可申請を出していただいて、許可をしているものであります。なお、光熱水費等につきましてはすべて組合の方で負担ということになっております。

委員長職務代理者 組合負担は光熱水費だけで、俗にいう賃料、使用料といったものはどういう状況ですか。

総務課長 減免申請をされまして、100%減免ということで承認を受けているものでございます。

委員長職務代理者 減免というのは一定 100%の率に対して何%免除するということだろうと思うのですが、今はまるっきり免除という取り扱いですか。また、それを今日的に妥当だとお考えかどうかお尋ねします。

総務課長 組合活動におきましては、必要最小限の負担責任を課すということは、以前に監査請求がございました時に監査事務局から理解を頂いているところがございますが、今後の検討課題だと考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長職務代理者 もちろん、法的には何ら課して違法でも何でも無い訳であって、便宜供与と言われてますようにね。ただ、組合の健全発達と言いますか、育成と言いますかそういう背景がもちろんあるかと思ひます。しかしながら、一方では貴重な市民の財産でもあるわけでありまして。空き状況になっている教室の利用ということですが、そういった利用を巡っては、利用希望者が他にも競争競合状態にあるわけがございます。そういった事情の中で、優先的に歴史的な背景があるからという一つの理由だけでこれを継続していくということについては、強く要望したいと思ひます。

教育長 今の問題につきましては職員組合の問題もありますし、市全体で考えていく必要があります。以前にも監査請求がありまして、一定の結論が出ておりますけれども、その時も学校施設の中で組合事務所は学校施設の中になくはないのかということも監査請求があ

ったのですが、将来につきましては、今後然るべき時にどういう方法があるのか、組合事務所を別のところに持っていった方が良いのかといったことも議論になりましたけれども、現在のところは今の状況にあるということでもあります。

委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
では、冒頭にお諮りしましたとおり、議案第 11 号以外はすべて審議が終了致しました。ここでいったん暫時休憩と致しまして、その後秘密会として再開したいと思います。関係者以外の方はこれで終了でございます。暫時休憩とします。ご苦労さまでございました。

《暫時休憩》

【以下、秘密会のため削除】

委員長

秘密会を解きます。本日の案件はこれで全て終了しました。これで平成 24 年第 3 回定例会を終了いたします。ご苦労さまでございました。